

感染症の予防及びまん延防止のための指針

吉備中央町地域包括支援センター

1. 基本的考え方

吉備中央町地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の健康と安全を守るため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には必要な措置を講じなければならない。感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し、運用できるよう本指針を作成する。

2. 感染症対策委員会の設置

地域包括支援センターは、利用者等の感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、感染症の予防及びまん延防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

- (1) 委員会の委員長は管理者が務める。
- (2) 感染症対策担当者は保健師が務める。
- (3) 委員は、地域包括支援センター職員で構成する。
- (4) 委員会は定期的に（おおむね6か月に1回以上）、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (5) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (6) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
 - ア. 感染症対策委員会その他事務所内の組織に関すること。
 - イ. 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること。
 - ウ. 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修の内容に関すること。
 - エ. 平時の対策に関すること。
 - オ. 発生時の対策に関すること。
 - カ. その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な事項

3. 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、感染症対策の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修及び訓練は年1回以上実施する。
- (3) 研修及び訓練の実施内容及び出席者を記録し、保存する。

4. 平常時の対策

地域包括支援センターは、利用者等の健康と安全を守るため次の対策を行う。

- (1) 利用者等の健康管理

- (2) 標準的な感染予防策
- (3) 事務所内の衛生管理

5. 感染症発生時の対応

地域包括支援センターは、感染症が発生した場合、利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を優先とし、次の対応を行う。

- (1) 発生状況の把握と対応
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 市町村への報告
- (4) 保健所及び医療機関との連携

6. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、執務室に備え付けるほか、町ホームページにも掲載する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。